

令和3年12月

第120回丹波市議会定例会議案書

人事案件は、白ページ
にしています。
(P 1)

議案第89号

情報系パソコン購入契約の締結について

情報系パソコン購入契約を次のとおり締結したいので、丹波市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成16年丹波市条例第50号）第3条の規定により、議決を求める。

令和3年11月30日提出

丹波市長 林 時彦

- 1 物品名 情報系パソコン
- 2 契約金額 39,138,000円
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 3,558,000円)
- 3 契約の相手方 名称 株式会社 デンテックス
代表者 代表取締役 岸田 好史
所在地 兵庫県丹波市柏原町南多田143番地の1

議案第90号

丹波市行政組織条例の一部を改正する条例の制定について

丹波市行政組織条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和3年11月30日提出

丹波市長 林 時彦

丹波市条例第 号

丹波市行政組織条例の一部を改正する条例

丹波市行政組織条例（平成16年丹波市条例第6号）の一部を次のように改正する。

第9条中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号及び第5号を削る。

第10条に次の2号を加える。

(5) 農林業生産基盤整備に関すること。

(6) 地籍調査に関すること。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

議案第91号

丹波市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

丹波市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和3年11月30日提出

丹波市長 林 時彦

丹波市条例第 号

丹波市国民健康保険条例の一部を改正する条例

丹波市国民健康保険条例（平成16年丹波市条例第127号）の一部を次のように改正する。

第8条第1項中「40万4,000円」を「40万8,000円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和4年1月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日の前日までに出産した被保険者に係る丹波市国民健康保険条例第8条第1項の規定による出産育児一時金の額については、なお従前の例による。

議案第92号

丹波市廃棄物の適正処理、減量及び再利用に関する条例の一部を
改正する条例の制定について

丹波市廃棄物の適正処理、減量及び再利用に関する条例の一部を改正する条
例を次のように定める。

令和3年11月30日提出

丹波市長 林 時彦

丹波市条例第 号

丹波市廃棄物の適正処理、減量及び再利用に関する条例の一部を
改正する条例

丹波市廃棄物の適正処理、減量及び再利用に関する条例（平成16年丹波市条
例第136号）の一部を次のように改正する。

別表第1中

「

可燃物	市長が指定する 大袋1袋につき	80円
	市長が指定する 中袋1袋につき	60円
	市長が指定する 小袋1袋につき	40円

」

を
「

可燃物	市長が指定する 大袋1袋につき	40円
	市長が指定する 中袋1袋につき	30円
	市長が指定する 小袋1袋につき	20円

」

に改める。

附 則
（施行期日）

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。
(手数料の改定に伴う経過措置)
- 2 改正後の別表第1の規定は、この条例の施行の日以後に徴収する手数料について適用し、同日前に徴収すべき手数料については、なお従前の例による。

議案第93号

丹波市老人福祉センター条例を廃止する条例の制定について

丹波市老人福祉センター条例を廃止する条例を次のように定めることについて、丹波市議会の議決を経なければならない重要な公の施設の利用等に関する条例（平成16年丹波市条例第59号）第3条の規定に基づき、同意を求める。

令和3年11月30日提出

丹波市長 林 時彦

丹波市条例第 号

丹波市老人福祉センター条例を廃止する条例

丹波市老人福祉センター条例（平成18年丹波市条例第89号）は、廃止する。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

議案第94号

丹波市柏原福祉センター「木の根センター」に係る指定管理者の
指定について

丹波市柏原福祉センター「木の根センター」に係る指定管理者に次の者を指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議決を求める。

令和3年11月30日提出

丹波市長 林 時彦

- 1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設
名 称 丹波市柏原福祉センター「木の根センター」
位 置 丹波市柏原町柏原2715番地
- 2 指定管理者となる団体の名称等
名 称 社会福祉法人 丹波市社会福祉協議会
代表者 理事長 田口 勝彦
所在地 兵庫県丹波市氷上町常楽209番地の1
- 3 指定の期間
令和4年4月1日から令和9年3月31日まで

議案第95号

丹波市春日福祉センター「ハートフルかすが」に係る指定管理者
の指定について

丹波市春日福祉センター「ハートフルかすが」に係る指定管理者に次の者を
指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項
の規定により、議決を求める。

令和3年11月30日提出

丹波市長 林 時彦

- 1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設
名 称 丹波市春日福祉センター「ハートフルかすが」
位 置 丹波市春日町黒井1500番地
- 2 指定管理者となる団体の名称等
名 称 社会福祉法人 丹波市社会福祉協議会
代表者 理事長 田口 勝彦
所在地 兵庫県丹波市氷上町常楽209番地の1
- 3 指定の期間
令和4年4月1日から令和9年3月31日まで

議案第96号

丹波市山南福祉センター「さんなん荘」に係る指定管理者の指定
について

丹波市山南福祉センター「さんなん荘」に係る指定管理者に次の者を指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議決を求める。

令和3年11月30日提出

丹波市長 林 時彦

- 1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設
名 称 丹波市山南福祉センター「さんなん荘」
位 置 丹波市山南町野坂176番地
- 2 指定管理者となる団体の名称等
名 称 社会福祉法人 丹波市社会福祉協議会
代表者 理事長 田口 勝彦
所在地 兵庫県丹波市氷上町常楽209番地の1
- 3 指定の期間
令和4年4月1日から令和9年3月31日まで

議案第97号

丹波市健康づくり推進協議会設置条例の制定について

丹波市健康づくり推進協議会設置条例を次のように定める。

令和3年11月30日提出

丹波市長 林 時彦

丹波市条例第 号

丹波市健康づくり推進協議会設置条例

(設置)

第1条 本市の健康施策を総合的かつ計画的に推進するため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定により、丹波市健康づくり推進協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について、必要な調査及び審議を行い、答申するものとする。

- (1) 健康増進法(平成14年法律第103号)第8条第2項の規定に基づく健康増進計画の策定及び変更に関する事。
- (2) 食育基本法(平成17年法律第63号)第18条第1項の規定に基づく食育推進計画の策定及び変更に関する事。
- (3) 自殺対策基本法(平成18年法律第85号)第13条第2項の規定に基づく自殺対策計画の策定及び変更に関する事。
- (4) 前3号に掲げる計画の進捗管理に関する事。
- (5) その他市長が必要と認める事項

(組織)

第3条 協議会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 識見を有する者
- (2) 関係団体の代表者
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) 公募による市民
- (5) その他市長が必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に、会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。

- 3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。
- 5 会長及び副会長の任期は、委員の任期とする。ただし、再任を妨げない。

(会議)

第6条 協議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数の出席がなければ、これを開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 議長は、会議において必要があると認めるときは、委員以外の者を出席させ、意見を聴き、又は必要な書類の提出及び説明を求めることができる。

(部会)

第7条 協議会は、必要に応じて部会を置くことができる。

- 2 部会の名称及び部会に属すべき委員は、会長が定める。
- 3 部会に部会長を置き、部会長は部会に属する委員の互選によって定める。
- 4 部会長は、部会の事務を掌握し、部会において調査審議した結果を協議会に報告しなければならない。
- 5 部会長は、部会において必要があると認めるときは、委員以外の者を出席させ、意見を聴き、又は必要な書類の提出及び説明を求めることができる。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、健康福祉部において処理する。

(その他)

第9条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮り、これを定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和4年8月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 第3条第2項第4号に規定する公募の方法による委員の選任に関し必要な手続きは、この条例の施行前においても行うことができる。

(特例措置)

- 3 第4条の規定にかかわらず、この条例の施行の日以後最初に委嘱する委員の任期は、市長が委嘱をした日から令和6年3月31日までとする。

(丹波市健康福祉推進協議会設置条例及び丹波市食育推進会議設置条例の廃止)

- 4 次に掲げる条例は、廃止する。

(1) 丹波市健康福祉推進協議会設置条例(平成16年丹波市条例第134号)

(2) 丹波市食育推進会議設置条例(平成18年丹波市条例第96号)

(丹波市特別職に属する非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

- 5 丹波市特別職に属する非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例(平成16年丹波市条例第41号)の一部を次のように改正する。

別表中

「

予防接種健康被害調査委員会委員	1回	30,000
健康福祉推進協議会委員	日額	7,000
休日応急診療所管理医師	年額	450,000

」

を

「

予防接種健康被害調査委員会委員	1回	30,000
休日応急診療所管理医師	年額	450,000

」

に、

「

食育推進会議委員	医師	1回	30,000
	上記以外	日額	7,000

」

を

「

健康づくり推進協議会委員	医師	1回	30,000
	上記以外	日額	7,000

」

に改める。

議案第98号

丹波市立丹波いっぷく茶屋に係る指定管理者の指定について

丹波市立丹波いっぷく茶屋に係る指定管理者に次の者を指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議決を求める。

令和3年11月30日提出

丹波市長 林 時彦

- 1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設
名 称 丹波市立丹波いっぷく茶屋
位 置 丹波市氷上町本郷62番地1

- 2 指定管理者となる団体の名称等
名 称 一般社団法人 丹波市観光協会
代表者 代表理事 柳川 拓三
所在地 兵庫県丹波市春日町黒井1597番地

- 3 指定の期間
令和4年4月1日から令和9年3月31日まで